

国際姉妹都市マールボロウ市(米国) 生徒のホストファミリー募集



国際姉妹都市のマールボロウ市から、ミドルスクールの生徒が10月13日(金)に来日し、24日(火)まで市内に滞在します。

▽募集数 12家庭(男子生徒6人、女子生徒6人、抽選)

▽ホームステイ期間 10月14日(土)～24日(火)

※10月16日(月)～23日(月)(土曜・日曜日を除く)は、受入生徒と一緒に市立中学校に通います。

▽謝礼 商品券1万円分

※ホームステイ中にかかる経費は各家庭で負担

▽応募条件

- 市立中学校に在籍する生徒がいる家庭
- 国際交流に興味があり、受け入れについて、家族全員の承諾が得られること
- ホームステイ期間中、生徒を1人にすることがないこと
- 国籍、人種、性別、宗教、思想などで差別的な言動をしないこと

●本事業の計画に従って受け入れられること(説明会、歓迎式、事後報告会への出席など)

▽申込み方法 6月29日(木)までに、申込書を在籍中学校に提出してください。

※申込書は、市立中学校、生涯学習推進課で配布します。

※市ホームページからダウンロードできます。

▽申込み・問合せ 生涯学習推進課生涯学習係(直通558・2438)

非常勤職員・嘱託員の募集

▽職種 非常勤職員(児童館補助員、学童クラブ補助員)

●期間:7月21日(金)～8月31日(木)(日曜日、祝日を除く)

●勤務日時

- 児童館補助員:雇用期間内で5日間 午前8時30分から午後6時までのうち7時間
- 学童クラブ補助員:月曜から土曜日までで週5日間 午前8時～午後7時(主に午前8時～正午、実働4時間)

●勤務場所:市内児童館、学童クラブ

●勤務内容:児童への集団、個別指導

●賃金:時給945円

※午後6時～7時、月曜から金曜日までの午前8時～8時30分、土曜日の午前8時～9時

●募集人数:10人程度(保育士、教員免許がある方と経験者優先)

●応募方法:6月21日(水)までに履歴書(上半身正面脱帽写真貼付)を直接窓口にお持ちください。

●応募・問合せ:子ども政策課児童館係(直通558・1250)

▽職種 非常勤嘱託員

●期間:9月1日～平成30年3月31日(延長の可能性有)

●勤務日:月19日

●勤務時間:午前9時～午後5時(実働7時間)

●勤務内容:難病に係る相談支援、難病医療費助成申請の受付事務、障がい者福祉に係る相談支援、窓口受付事務

●賃金:時給1860円

情報公開制度・個人情報保護制度の利用状況

情報公開制度は、市が保有する情報の公開を求める市民の権利を保障し、透明で開かれた市政を実現することを目的とした制度です。個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な

表1 実施機関別の市政情報公開請求(申し出)件数

実施機関	主管課	件数
市長	企画政策課	1
	総務課	2
	契約管財課	1
	地域防災課	1
	市民課	3
	課税課	5
	農林課	2
	観光商工課	1
	生活福祉課	2
	区画整理推進室	12
	管理課	2
	指導室	3
教育委員会	生涯学習スポーツ課	6
合計	41	

取り扱いを定めることで、市民の権利利益を保護し、市民の皆さんが自分の情報の開示、訂正などを求める権利を保障する制度です。平成28年度の市政情報の公開請求(申し出)、個人情報の開示請求などの状況は、表1から表4までのとおりです。

表2 市政情報の公開・非公開などの処理件数

区分	公開	一部公開	非公開	取下げ	審査請求
義務的公開	8	17	0	1	0
任意的公開	3	11	1	0	0
合計	11	28	1	1	0

※任意的公開…市政情報の公開を請求できるもの以外からの申し出に対する公開とあきる野市情報公開条例の施行前に作成・取得した市政情報の公開

表3 実施機関別の個人情報開示請求件数

実施機関	主管課	件数
市長	市民課	3
	課税課	1
	高齢者支援課	2
	子育て支援課	2
合計		8

表4 個人情報の開示・非開示などの処理件数

開示	一部開示	非開示	取下げ	審査請求
0	8	0	0	0

耐震改修などをした住宅の固定資産税を減額します

平成30年3月31日までに耐震改修工事をした住宅で、次の要件を満たす場合、翌年度分の家屋の固定資産税の2分の1を減額します。

耐震改修をした住宅

平成30年3月31日までに耐震改修工事をした住宅で、次の要件を満たす場合、100平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

省エネ改修をした住宅

平成30年3月31日までに一定の省エネ(熱損失防止)改修工事をした住宅で、次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

省エネ改修をした住宅

平成30年3月31日までに一定の省エネ(熱損失防止)改修工事をした住宅で、次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

平成30年3月31日までに建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、次の改修工事に補助金などを除く自己負担額が50万円を超える費用が掛かった住宅を超過する費用が掛かった住宅

- 窓の断熱改修工事(必須)
- 床、天井か壁の断熱改修工事

※併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

※改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上

※新築住宅特例、耐震改修特例を受けている期間は適用されません。

危険ながけや家のまわりの再点検

梅雨の時期には、長雨や集中豪雨で地盤や、がけ、よう壁など



どの崩壊が起こりやすくなりま。特に、危ないがけや不完全なよう壁に覆われた家や土地では、大きな被害が出るばかりでなく、隣接する方の生命、財産にまで危険を及ぼすことにもなります。

日ごろから周りの安全を確かめ、危ない石積や土留などは補強し、雨水の排水を良くするなど、安全対策に心掛けましょう。すでに、関係機関から改善などの措置をとるよう勧告を受けている方は、補強、改良などの工事を行ってください。

なお、法律(宅地造成等規制法)で定められた区域内で、一定の高さ以上の切土・盛土をする場合やよう壁などを築造するときは、事前に許可が必要です。

▽相談・問合せ 都市計画課指導係、東京都多摩建築指導事務所開発指導第一課(☎042・548・2037)

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請

受付は7月3日まで

▽問合せ 生活福祉課庶務計画係、給付金専用ダイヤル☎0570・092・506(ナビダイヤル、6月30日(金)までの平日午前8時30分～午後5時)

生活福祉課庶務計画

係、給付金専用ダイヤル☎0570・092・506(ナビダイヤル、6月30日(金)までの平日午前8時30分～午後5時)